

第三者保証報告書

本第三者保証報告書は、国際監査・保証基準審議会（IAASB）の国際保証業務基準（ISAE）3000 及び 3410 に準拠して実施された保証報告書に添付されている環境・社会パフォーマンス指標（P273～P274）に対する保証報告書です。



独立業務実施者の保証報告書

2026 年 7 月 27 日

伊藤忠商事株式会社

代表取締役社長 COO 石井 敬太 殿

デロイト トーマツ サステナビリティ株式会社
東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 3 号

代表取締役

後藤 知弘 

デロイト トーマツ サステナビリティ株式会社（以下「当社」という。）は、伊藤忠商事株式会社（以下「会社」という。）が作成した ESG データの「環境」及び「社会」に記載されている 2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日の★マークの付されている環境・社会パフォーマンス指標（以下「保証業務の対象となるサステナビリティ情報」という。）について、限定的保証業務を実施した。

会社の責任

会社は、ESG データの「環境」及び「社会」のサステナビリティ情報に注記されている算定及び報告の規程に準拠して保証業務の対象となるサステナビリティ情報を作成する責任を負っている。この責任には、不正な虚偽かを問わず、重要な虚偽表示のない保証業務の対象となるサステナビリティ情報を作成するために必要な内部統制を整備及び運用することが含まれる。また、温室効果ガスの算定は、様々なガスの排出量を結合するため必要な排出係数と数値データの決定に利用される科学的知識が不完全である等の理由により、固有の不確実性の影響下にある。

当社の独立性と品質マネジメント

当社は、誠実性、客観性、職業的専門家としての能力と正当な注意、守秘義務、及び職業的専門家としての行動に関する基本原則に基づき、国際会計士倫理基準審議会が公表した「職業会計士の倫理規程」が定める独立性及びその他の要件を遵守した。また、当社は、国際品質マネジメント基準第 1 号「財務諸表の監査若しくはレビュー又はその他の保証若しくは関連サービス業務を行う事務所の品質マネジメント」に準拠して、倫理要件、職業的専門家としての基準及び適用される法令及び規則の要件の遵守に関する方針又は手続を含む、品質マネジメントシステムを整備及び運用している。

当社の責任

当社の責任は、当社が実施した手続及び当社が入手した証拠に基づいて、保証業務の対象となるサステナビリティ情報に対する限定的保証の結論を表明することにある。当社は、国際監査・保証基準審議会が公表した国際保証業務基準 3000 号「過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」及び国際保証業務基準 3410 号「温室効果ガス報告に対する保証業務」に準拠して、限定的保証業務を実施した。

当社が実施した手続は、職業的専門家としての判断に基づいており、質問、観察、文書の閲覧、分析的手続、算定方法及び報告方針の適切性の検討、報告書の基礎となる記録との照合又は調整、並びに以下を含んでいる。

- ・ 保証業務の対象となるサステナビリティ情報の算定及び報告に適用される規程の適合性及び利用可能性の評価
- ・ 不正又は誤謬によるサステナビリティ情報に生じる重要な虚偽表示リスクの識別及び評価
- ・ 見積手法の適切性及び適用の一貫性の評価
- ・ 事業所の往査
- ・ 保証業務の対象となるサステナビリティ情報の表示の妥当性の検討

限定的保証業務で実施する手続は、合理的保証業務に対する手続と比べて、その種類及び時期が異なり、その範囲は狭い。その結果、当社が実施した限定的保証業務で得た保証水準は、合理的保証業務を実施したとすれば得られたであろう保証水準よりも相当程度に低い。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

限定的保証の結論

当社が実施した手続及び入手した証拠に基づいて、保証業務の対象となるサステナビリティ情報が、報告書のサステナビリティ情報に注記されている算定及び報告の規程に準拠して作成されていないと信じさせる事実はすべての重要な点において認められなかった。

以 上

